はじめに

西東京市社会教育委員の会議は、平成23年に教育委員会から国・都が実施すべきとする放課後の子どもの居場所として「西東京市における放課後子供教室のあり方について」の意見を求められた。検討の結果、西東京市においても、「放課後子供教室」の導入をすべきであるとの結論を得て、以下のような内容の提言を提出した。

- 1)学校施設開放(遊び場開放)事業を充実させ、その可能性を広げるために、 放課後子供教室を積極的に導入すべきである。
 - ① 当市が実施中の学校施設開放(遊び場開放)事業は、「放課後子供教室」の目的や意義と合致しており、「放課後子供教室」を導入する下地はほぼできている。
 - ② 「放課後子供教室」は、他区市町村での実施が順調に拡大している。
- 2) 学校施設開放(遊び場開放)事業の実施状況を精査し、課題を改善しなが ら実施すべきである。
 - ① 遊び場開放の実績を踏まえ、地域の実情を考慮して段階的に取り組むこと
 - ② 学校施設開放運営協議会(以下、「運協」という。)を運営体制の中核に据えること
 - ③ 学校・家庭・地域の緊密な連携協力で運営されること
 - ④ 学童クラブとの連携協力を図ること

教育委員会では、この提言を受け、平成24年度から市内全小学校で「放課後子供教室事業」の開始を決定し、運営を各運協に委託した。運協では安全で安心な居場所の提供、様々な体験学習活動の機会提供等、事業の充実を図ってきた。

しかしながら、実施から5年を経て、学校の施設を活用した放課後の居場所づくりには、子ども同士の自主的な遊びや学習機会提供といった教育的意義に加え、保護者の就労により放課後を一人で過ごす児童への対応がより一層求められるなど、様々な社会的ニーズが高まってきている。

このような子どもの放課後の過ごし方をめぐる環境の変化を踏まえ、各運協で段階的に取り組まれてきた「放課後子供教室」の今後のあり方について、社会教育委員の会議で調査研究の自主テーマとして取り上げ、その現状を把握するため、平成29年4月に、市内全校の実施状況のヒアリング調査を行った。

ヒアリング調査では、運協の運営体制、事業の実施状況や今後の予定、実施上の苦労や課題など、特に実施上の工夫や課題、行政への要望などを中心にヒアリングした。その結果、多くの課題があることがわかった。

そのため、西東京市社会教育委員の会議では、ヒアリング調査の結果を踏まえ、 今回あらためて、放課後子供教室事業の今後のあり方について、再度検討し提言 することとした。

第1章 西東京市の放課後子供教室事業の現状と課題について

国は、平成26年7月、子どもが小学校に入学するとこれまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況(いわゆる「小1の壁」)の打破と、次代を担う人材の育成のため、放課後対策の一体的な推進が必要であるとして、「放課後総合プラン」を策定した。

この中で、多様な体験・活動を行うことができる環境の整備として、放課後子供教室の拡充が掲げられ、全ての児童を対象とした「一体型」の学童クラブと放課後子供教室の整備の推進が掲げられている。

放課後子供教室事業の趣旨については、東京都が総合的な放課後対策として定めた「東京都放課後子供教室推進事業実施要綱」の中で、「放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して、全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動を行う。これらの取組を通じて、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりを推進する。」と位置づけられている。

このことを踏まえ、ヒアリング結果から明らかに見えてきた現状と課題は以下 の通りである。

(1) 現状

① 運営体制の現状

運協は、それぞれ相違はあるが、保護者の会、PTA、青少年育成会、学校施設を使用している団体などから構成された地域組織である。従来から、小学校の校庭・体育館を子どもの安全な遊び場として開放する事業を委託され実施してきた。地域の社会資源である運協が、これまで委託されていた事業と重なる部分の多い放課後子供教室の運営主体となることで、子どもと地域の大人との交流を深めながら実施することができ、地域の中で子どもの居場所の定着を図る上でも有意義であると考えられてきた。しかし現実には、地域のボランティア組織である運協は、地域特性や組織体制、人材等に大きな違いがあり、西東京市の全ての地域で同様に放課後子供教室を実施していくためには、多くの課題を抱えている。

② 実施内容の現状

放課後子供教室は、学校の校庭・体育館等を学校教育に支障がない範囲で子どもの安全な遊び場として開放する、「学校施設開放(遊び場開放)事業」、地域人材を活用した「学習活動の機会提供事業」という事業内容を、学校や地域の実情に応じ、運協ごとに選択的に実施している。

平成24年に、全ての学校19校(現在は18校)が実施していた従来の、「学校施設開放(遊び場開放)事業」を「放課後子供教室」としてスター

トした。

その後、より安全な居場所の提供として、児童が一旦帰宅することなく 学校にとどまり、そのまま参加できる校庭・体育館等での「自由遊び」へ の取組を進め、平成29年度は10校で実施されている。また、「学習活動 の機会提供事業」も、平成24年度から試行事業が始まり、平成29年度に は、8校で実施されている。

さらに平成27年度からは、放課後子供教室に学童クラブの児童が、学童クラブを休まずに「学習活動の機会提供事業」に参加できるよう、市長部局と教育委員会の連携、調整を進め、平成29年度は5校で実施されている。

このように、西東京市では、「学校施設開放(遊び場開放)事業」を中心として、順次各運協で「自由遊び」、「学習活動の機会提供事業」に取組を進めている。児童が一旦帰宅することなく参加できる「自由遊び」は、児童にとって、より安全な居場所となっている。また「学習活動の機会提供事業」を実施している8校では、子どもと地域の大人が交流する場が生まれ、大人の居場所としての事業にもなっている。また多くの児童の参加により異年齢交流も深まり、当初目的の安全で安心な居場所の提供、様々な体験学習活動提供という目的はほぼ達成できているものと思われる。

しかし、市内小学校 18 校の半数以上では、まだ多様な事業の取組にいたっていない現状がある。

(2)課題

社会教育委員の会議では、放課後子供教室事業を委託されている運協のヒ アリングをもとに、課題を把握することとした。

運協へのヒアリング結果からは多岐にわたる課題が明らかになったが、今後の放課後子供教室事業を充実させるために解決すべき課題を、①運営体制、②人材、③連携づくりの三つに絞って、検討を行うこととした。

① 運営体制

- 各運協が、「自由遊び」、「学習活動の機会提供事業」まで取組を進めてい くことが理想ではあるが、運協ごとの背景や組織力の違いがあり、現状 では一律に実施を求めることが難しい。
- 放課後子供教室事業の拡充のためには、学校、行政、地域をつなぐコーディネート機能の充実がさらに求められている。
- 子どもと直接関わる運協メンバーが抱える、子どもへの接し方や保護者 への対応などの悩みの解決に向けては、行政のアドバイスや支援が必要 となってきている。
- 運協役員(会長・副会長等)の仕事が多忙になり、ボランティアの域を超 えている状況が見られる。また、運協役員の改選期には役員の確保が難 しい現状がある。運協内での職務内容の見える化や仕事量の配分の見直 し(事務分担体制の見直し)など、運協メンバーの負担軽減に向けた行

政によるアドバイスや支援がさらに必要となっている。

② 人材

- 各運協においての共通課題は、人材確保である。就労人口の増加などにより、時間を提供できる保護者や地域住民は多くはなく、本事業に関わる人材を確保しにくくなっている。
- 放課後子供教室事業実施のためには、事業を企画するスタッフ、学習アドバイザー(講師)、指導員(安全管理員)、コーディネーター等、多種多様な役割を担う人材の確保が必要になっている。

③ 連携づくり

- 他の運協や地域の施設(児童館、公民館、図書館など)との連携がない ため、事業内容や実施方法などの情報が得にくい状況がある。
- 学童クラブと放課後子供教室との連携が図りにくい。
- 学習活動の機会提供事業の内容は、学校教育の指導内容との連携が必要である。
- 学校施設の使用について、学校から理解を得にくいところがある。
- PTA (保護者の会など) 組織との連携が図れない。

第2章 考えられる課題解決策について

基本的な考え方

この事業は、運協によって運営され、成果をあげている学校区も複数あることから、現状では運協が今後も担い手として活躍してもらうことが望ましいと考える。

また、西東京市の放課後子供教室は、当初、全校一斉に同様に実施する必要はなく、地域の実情や運協の体制、学校施設の状況などに応じ、可能なところから実施するという方針が示され、段階的に実施場所の拡充や実施内容の充実が進められてきた。今後も運協ごとにその成り立ち、メンバー構成、事業内容が異なっている現状を考えると、その独自性、自主性を尊重しつつ事業の充実・拡大を図っていくことが肝要であり、一律に地域に実施を求めるのではなく、子どもや地域の実態を踏まえた取組ができるような支援のあり方が望ましいと考える。

以上の考え方に基づき、課題解決のために以下の施策を提言する。

(1) 運営体制について

① 放課後子供教室事業への理解をすすめる

○ 全ての運協や学校、家庭、地域にこの事業への取組を十分に理解しても らうために、さらに事業の意義や事例の紹介などを丁寧に行う必要があ る。

② 運協間の連携をすすめる

- 現行の連絡会とは別に、各運協間での意見交換や情報交換の機会を定例 的に設ける。(行政が主催)
- ケーススタディ等を行うことによって、それぞれの運協が最適な方法を 見出せるようにするためにも行政からの支援(指導・助言ができる調整 役の設置・研修の定期的開催など)が重要である。
- 各運協で実施の学習活動のプログラムを運協間で活用できるシステム をつくる。

③ 運協の負担軽減のために行政の機能を強化する(担当組織を設置)

○ 全体の動きを把握している社会教育課に担当の専門職員を置いて、きめ 細かな対応(支援)や運営のノウハウの共有化を進め、連携を支援する。

(2) 人材について

① 広く地域から人材を確保する

- 地域の活動団体、自治会に積極的に協力を求める。
 各小学校区で、地域の活動団体(青少年育成会、地域住民懇談会、安全連絡会、防犯協会支部、多摩六都科学館、各小学校の運協への登録団体、読み聞かせの会、他の小学校の運協地域の趣味のクラブなど)や自治会、警察署(生活安全課防犯係)などに協力を求める。
- 運協の管理者が、東京都放課後子供教室推進事業実施要綱でいう地域コ

ーディネーターを兼務していることが過負荷となっている一因である ことから、「地域コーディネーター」を別に位置づけ、有償とする。

② 関係部署の人材の協力を得る

○ 必要に応じて、児童館職員が定期的に小学校へ放課後の子どもたちのための出前事業を行う。

(指導者とノウハウがあれば、当日の手伝いの人材は市民がサポート可能)

○ 児童館職員は放課後の子どもの専門家として経験値を積んでいる。アド バイザーの機能を依頼できないか検討する。

(3)連携について

① 学校との連携

○ 学校との連携については、各学校の物理的な環境の違いが大きいことから、一律に方法を考えるのは難しい。必要に応じて、行政主導で学校と 運協の対話の場を設定することも考えられる。それは、場所をめぐる話 し合いに終始するのではなく、その地域の放課後の子どもの過ごし方に ついて、どのように考えればよいかというテーマで丁寧に共通理解を求 めて行く機会でありたい。

② 公民館との連携

- 公民館企画事業、市民企画事業の中にも色々な企画があるので、その中で活用ができるものは取り入れる。
- 講師紹介を依頼する。

③ 図書館との連携

- 児童担当職員と連携し、読み聞かせやブックトーク*1などのアウトリーチサービス*2を依頼する。
- 児童向けの企画を協働で実施する。

④ 児童館・児童センターとの連携

- 放課後子供教室で実施可能なプログラムをパッケージ化する。 (内容、対象年齢、人数、材料、経費その他)
- 子どもの対応について相談できる体制を構築する。
- 児童館側から地域の子ども対象イベントの相談窓口となれることを PR してもらう。
- 必要な場合、職員に出張を依頼するシステムを作る。

^{※1} ブックトーク・・・あるひとつのテーマに沿って、複数の本を聞き手に紹介すること。

^{※2} アウトリーチサービス・・・公共機関による地域への出張サービスのこと。

(4) その他必要な施策

① ボランティアの研修

- 学校に関わるボランティアの研修 教育機関である学校に保護者以外の外部の人間が関わることについて、 しっかりとした研修が必要と思われる。(例:校内での行動、子どもへの ことばがけ、守秘義務など)現状では、ボランティアであるがゆえに、 問題が生じたときに、「指導」「注意」を学校側が行う仕組みがない。
- 子どもへの理解を深める研修(児童発達、児童心理その他)を実施し、 地域人材の資質向上を支援する。

第3章 これからの放課後子供教室のあり方について

第1章で西東京市の放課後子供教室実施5年を経た時点での状況を、各小学校の実績報告書、実態を示すデータに加え、社会教育委員による実施状況のヒアリング調査結果をもとに、現状と問題点を分析した。第2章では、現在の体制での改善点の可能性を探って、具体的な提言を行った。第3章では、子どもたちを取り巻く社会状況のさらに大きな変化を見据え、平成30年2月に東京都生涯学習審議会から示された「『地域と学校の協働』を推進する方策について ー中間のまとめー」(以下、「中間のまとめ」という。)の方向性を検討して将来に向けた提言を行う。

「中間のまとめ」では、東京でも 2025 年には人口減少に転じること、人工知能やロボットに現在の職業のおよそ半分が代替される可能性、価値観やライフスタイルの多様化による子どもの成育を支える環境の変化、子育てに困難を抱える家庭の増加、基本的な生活習慣を培う家庭の教育力の低下などの子どもを取り巻く社会の変化について述べられている。

また、平成29年3月に国で決定された「働き方改革実行計画」においては、更なる女性の活躍推進や高齢者の就業促進のほか、テレワークや副業・兼業の推進による柔軟な働き方がしやすい環境整備を図ることなども示された。これにより、地域の人材不足が懸念される一方で、地域のニーズに合わせたNPOなどの起業など、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指す働き方の変化も予測される。

このような変化を迎えるなか、2020年には小学校における新学習指導要領の全面実施が予定され、そこでは「社会に開かれた教育課程」の理論が示されている。その意図するところは、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携することにある。また、中央教育審議会による答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働のあり方と今後の推進方策について」(平成27年12月)では、地域による学校支援から地域と学校が双方向の関係を作り、社会総がかりで子どもの育成に取り組む「地域学校協働活動」**3が示され、それを推進する仕組みとして「地域学校協働本部」**4が提案された。

^{※3} 地域学校協働活動・・・地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を 支えていく活動。

^{※4} 地域学校協働本部・・・地域の人々や団体による緩やかなネットワークにより、地域学校協働活動 を推進する仕組み。

西東京市の放課後子供教室事業は当面放課後の子どもの居場所として期待され、それに応える形で進められてきたが、上記のような環境の変化が進むと子どもたちの豊かな育ちを支えるために、放課後子供教室は「いつでも」実施され、自由に選択ができるような「多様なプログラム」を求められるようになること。また、事業の運営には就労する人も関わることができる仕組みが必要になることが考えられる。その意味でもこの機に「地域学校協働活動」を目指して放課後子供教室事業を捉え、学校支援から一歩進めた地域と学校の双方向の関係構築を実現することが必要である。そのためには、ボランティアで構成されている運協に運営の全てを委ねる現行の仕組みには限界があると考え、国の動向等も踏まえ、以下を提言する。

- 地域と学校の連携を調整する地域コーディネーターを各校一名、行政 が配置する。受託者は当該学校と地域に精通する市民が望ましい。
- 各校のコーディネーターを統括する統括コーディネーターを市教育委員会が登用し、地域コーディネーターを支援する。
- 総がかりで子どもの育成に取り組むために、「推進委員会」(仮称)を設置する。推進委員会の構成は、教育委員会、子育て支援部、学校、運協の代表者、統括コーディネーター、学識経験者とする。
- 主管部局は教育委員会とするが、市長部局も一体となって取り組むこと で、総合的に地域における子どもの育成を推進する。

おわりに

平成 24 年から始まった西東京市の放課後子供教室の取組は各学校の運協の努力により、試行錯誤が繰り返され、継続発展してきたが、時代の変化の中で地域と学校との連携・協働へのニーズは高まっている。

西東京市の平成29年度の総合教育会議では「市の教育に関する重点施策」として「子どもの居場所の充実」が掲げられた。また、平成30年度に向けた市長の施政方針において、子どもが安全・安心に過ごせる居場所の充実について言及があり、放課後子供教室事業についても取組の方向性が示された。今後は、「地域学校協働活動」へ発展していくときの基礎的事業の一つとなりうるものと考えられる。

多くの市民の献身的な努力によるこの5年間の成果を、ぜひ行政組織に反映させ、全ての子どもたちが学校、地域でよりよい教育を享受できる環境が段階的に作られることに期待したい。